

令和2年6月19日

総務文教委員会

阿久根市議会

- 1 会 議 名 総務文教委員会
- 2 日 時 令和2年6月19日(金) 13時00分開会
14時19分閉会
- 3 場 所 第2委員会室
- 4 出席委員 濱田洋一委員長、竹之内和満副委員長、白石純一委員、
竹原信一委員、濱崎國治委員、牟田学委員、
濱之上大成委員、野畑直委員
- 5 事務局職員 議事係長 牟田 昇
- 6 説明員
・ 税務課
課 長 新町 博行 課長補佐 中尾 隆樹
係 長 本 千晶 係 長 湯田 矢凡
- 7 会議に付した事件
・ 議案第51号 阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について
・ 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1
復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見
書採択の陳情
・ 所管事務調査
- 8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

濱田洋一委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託になった案件は、議案第51号 阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について、陳情第3号の2件であります。

日程については、配付いたしました日程表のとおり進めていきますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、議案については、審査終了後に表決を行い、その後に陳情の審査に入りますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが、税務課の出席をお願いします。

(税務課入室)

○議案第51号 阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について

濱田洋一委員長

それでは、議案第51号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

新町税務課長

議案第51号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。今回の条例改正は、地方税法の改正に関連する阿久根市税条例の改正を行ったものであります。

それでは、新旧対照表により、御説明させていただきます。

条例議案等参考の4ページをお開きください。第1条による改正のうち、附則第10条及び第10条の2の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る中小企業等の家屋及び償却資産を対象とした軽減措置と、国がこれまで一律に定めていた固定資産税に係る特例措置について、法律の定める範囲内で地方自治体が特例割合を条例で定めることができる仕組みである地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」のうち先端設備に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例を追加し、その特例率については、参酌率により、ゼロとしたものであります。附則第15条の2の改正は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を令和2年9月30日から令和3年3月31日に延長するものであります。附則第23条の規定は、新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等が事実である場合において、納税者が徴収金を納入することが困難であると認められたときは、納期限内にされた申請に基づき、その納期限から1年以内の期間に限り、その徴収を猶予することができるものとしたものであります。

5ページをお開きください。第2条による改正のうち、第94条の改正は、葉巻たばこの課税方式について、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算することとしたものであります。

6ページをお開きください。第3条による改正のうち、第24条の改正は、個人の市民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に加えることとしたものであり、

あせて所得控除について、ひとり親である場合には、その者の前年の総所得金額等から30万円を控除することとしたものであります。7ページの附則第3条の2及び8ページの附則第4条の改正は、延滞金及び還付加算金の割合等について、市中金利の実勢を踏まえ、その割合の引下げが行われたことに伴い、規定の整備を行ったものであります。

9ページをお開きください。附則第17条の改正は、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設があったことから規定の整備を行ったものであります。

10ページをお開きください。附則第24条の規定は、新型コロナウイルス感染症等に関する政府の自粛要請を受けて、中止等された文化芸術、スポーツイベントについて、入場料金等払戻請求権を放棄した場合に、入場料等の一部が所得税における寄附金控除の対象とされることに伴い、個人の市民税においても寄附金税額控除の対象とすることとしたものであります。附則第25条の規定は、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置が講じられたことに伴い、当該措置の対象者について、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人の市民税から控除することとしたものです。

11ページから20ページにかけて、第4条による改正のうち、第19条、第20条、第23条、第31条、第48条、第50条、第52条及び附則第3条の2の改正は、法人の国税において、企業グループを1つの納税単位とする連結納税制度について、損益通算の基本的な枠組みは維持しつつ、簡素化等の見直しが行われたグループ通算制度に移行すること等に伴う所要の規定の整備を行ったものであります。

19ページをお開きください。19ページの第94条の改正は、葉巻たばこの課税方式について、令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算することとしたものであります。

議案書の38ページをお開きください。施行期日は、公布の日から施行し、第2条の規定は、令和2年10月1日から、第3条並びに延滞金に関するもの、市民税に関するものは、令和3年1月1日、第4条の規定中市たばこ税に関するものは、令和3年10月1日から第4条のうち、法人市民税に関するものは、令和4年4月1日から施行することとしました。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

おそらく国が決めてきたものをそのまま文章を阿久根市の条例やら規則に書き直したというだけのように見えるんですけども、独自のものが何かあるんですか。

新町税務課長

こちらは地方税法の改正に伴いますので、市独自の改正という部分はございません。

竹原信一委員

そうなんですよね。非常にいつもおかしいと思ってたんですよ。阿久根市に権限がないものを議会にいちいち諮って改正するなんていうのは、全く必要ない話なのについていうふうに思ってたら、今回ですね、21ページを見てください。条例議案等参考。この議案第52号について画期的なやり方をしてくれたわけですよ。

濱田洋一委員長

竹原委員、議案第51号ですので。

竹原信一委員

分かってますよ。だから例としてこんなふうなやり方の話をしていますから。これは現行の大量の文章がたった3条にまとまってしまったと、ね。国の基準をもってその基準とするというやり方にしてるんですよ。そしてこの条例に定めるほか必要な事項は市長が別に定めると。こんなふうにすれば国がやるたびに阿久根市の条例をいじる必要は全くなくなるわけですね。皆さんの作業手間も減るし、間違いもなくなる、少なくなる。そして必要なことをしようとしたときにやればいいわけで。市長が別に定めるという文章を残しておけば。こういうやり方をすれば皆さんの仕事も大分楽になるし、無駄なことをしなくてもいいんじゃないかと思うんですけど、どうなんでしょうね。税務課としてはこういうやり方をやってもいいんじゃないかと思いますが、何か問題がありますかね。

新町税務課長

竹原委員のおっしゃることは十分わかりますけれども、国から地方税法に関する通達というのが来ておまして、最低限の部分については条例で定めてくださいということで通達が来ているものですから。

竹原信一委員

だからこれも定めることになるじゃないですか。定めるってなってるから書いてるわけでしょう、52条の件も、ね。それ国の指示に従わないことにならんわけですね。阿久根市議会で定めるわけです、例えばこんなふうね。定めることになるじゃないですか。問題ありませんよね。ちょっとこの件についてはよく考えてもらいたい。何かあれば言ってもらっていいですよ。

新町税務課長

私たちが国からの通達で最低限度のことについては条例で定めなさいということで来ておりますので、条例がありますのでそれで改正すると。

[発言する者あり]

竹原信一委員

今、習慣の説明をされただけですが、よく考えてください。できますから。できてんだから。よろしくお願いします。

濱崎國治委員

竹原委員はちょっと勘違いしてるんじゃないですか。地方税法が定められて、阿久根市の条例に定めないと税金が取れないようになってるんです。

この条例を定めないと市税を市民から徴収するというのはどうなりますか。

新町税務課長

実際、市税条例にのっとって賦課徴収を行っておりますので、その部分についてうたってなかったら。

[発言する者あり]

濱田洋一委員長

挙手をして、私のほうから指名があつてからの発言をお願いします。

今、税務課長の発言中ですのでお願いします。

新町税務課長

市税条例にのっとって賦課徴収は行っておりますので、それを規定されてない部分で課税とか、徴収をした分については違法な部分が出てくるんじゃないかと考えております。

濱崎國治委員

分かりました。

濱田洋一委員長

ほかの委員からございませんか。

〔「休憩を」と呼ぶ者あり〕

休憩に入ります。

(休憩 13:14～13:19)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ議案第51号について、質疑を一時中止いたします。

(税務課退室)

濱田洋一委員長

それでは、議案に対する所管課への質疑が終了したので、これから採決に移りますが、議案に関しての賛成・反対の表明については討論の中で行うようお願いいたします。

それでは、議案第51号 阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第51号 阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第51号は可決すべきものと決しました。

○陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情

濱田洋一委員長

次に陳情第3号を議題とし、審査に入ります。

まず、提出者を呼ぶことについて、委員の皆様から御意見を申し上げます。

濱崎國治委員長

必要ないと思います。

濱田洋一委員長

ほかの委員の方々はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

濱之上大成委員

私も必要ないと思ってるんですけどね、いつもこの2分の1か3分の1にする国庫負担の問題は非常に大事なことなんですけど、以前、40人学級を30人学級とか書いてて、今回出していないのが気になるので、この人に聞きたいとは思ってたんですけど、必要ないと思います。

濱田洋一委員長

ほかの委員の方からありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、陳情者については呼ばないこととしたいと思いますが、御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、陳情者は呼ばないことと決しました。

それでは、本陳情の審査に関し、各委員の意見を伺います。

濱崎國治委員

先ほども委員の中からあったんですけど、前回、去年と今年は採択の意見書がちょっと違っているんですけど、この陳情からすれば、1、2とあるんですけど、いずれも理解できますので採択したらどうかというふうに思います。

濱田洋一委員長

ほかの委員の方からありますか。

竹之内和満委員

採択した場合にですよ、一番下の地方自治法第99条に基づいて国や関係機関に意見書提出を陳情いたしますという、意見書提出をするということなんですかね。

濱田洋一委員長

この陳情書の中身を見てもみますと、竹之内委員からありましたように、できることなら採択ということであれば意見書まで採択していただいていたの陳情ということではなかろうかと思うんですが。ここの中で、皆さんの御意見をお伺いした中で、この陳情書は採択するけれども意見書については提出しなくていいということであればそれでもかまわないというふうに思います。

白石純一委員

それだと趣旨採択になるんじゃないですかね。意見書を提出を陳情されているので、意見書を提出しないのであれば趣旨はわかったよということで趣旨採択になるのではないかと思います。

濱田洋一委員長

今ありましたように、意見書を提出しなくてもいいということであれば、それこそ文面のしたから2行目ですね。今言われたように、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を陳情しますということですから、趣旨採択でしたいという意見もあってもよろしいと思うんですが。採択、もしくはこうすることで趣旨採択ということでもよろしいかと思うんですが。

〔発言する者あり〕

休憩いたします。

(休憩 13:26～13:36)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。
各委員の意見を再度お伺いいたします。

竹原信一委員

この陳情書については採択ということでよろしいんじゃないでしょうか。

濱田洋一委員長

ほかの委員の方からありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
それでは、陳情第3号について、採決に入ります。
まず、本陳情について、討議に入ります。

白石純一委員

意見書の内容を見ないと採決はできないんじゃないですか。

濱田洋一委員長

まずはこの陳情に対して採決して、それで暫時休憩いたします。意見書を作成しますので、再開してその意見書案文について提出することに御異議ないですかと、皆さんに見ていただいてですね。そのような形になります。ですので、この陳情書どおりでいきますと、採択となれば意見書を付してということで採択ということになりますので、よろしくお願ひします。
ほかの委員の皆様から。

野畑直委員

陳情者のこの陳情の趣旨を踏まえて意見書案文を作成し、そして採択すべきだと思いますので、このあとの委員会で陳情趣旨をまとめて陳情者の希望する2項目について関係機関への意見書ということで作成して提出すべきだと思います。

濱田洋一委員長

ほかの委員から討議についてありませんか。

濱之上大成委員

私はね、ちょっと意見なんですけど、1番目の教職員定数改善、これはもう大事なことなんですけど、やはり教育の機会均等を保証するため国の学級編成を付け加えた、学級編成基準を改めるというのを付け加えてはどうかと思うんですけど、いかがなものなんでしょうか。加えて意見書というのは無理かな。

濱田洋一委員長

今、濱之上委員からあったのはこの陳情書の下項目に付け加えたらいいのではないかと
いう御意見ということでよろしいですか。

[発言する者あり]
ほかに。

濱崎國治委員

今の意見ですけれども、陳情の趣旨からすればそれはどうなんでしょうかね。新たに付け加えるというのは。

濱田洋一委員長

御意見ということでお伺いしたということでよろしいですか。
ほかに討議についてありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本陳情は、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本陳情は採択すべきものと決しました。

それでは、ただいま、陳情第3号については採択されましたので、陳情趣旨にある意見書の提出について協議を願います。

暫時休憩いたします。

(休憩 13:40～13:42)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまお配りした意見書案文については、本委員会から議長宛て提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本委員会からただいまお配りしました意見書案を議長宛て提出することに決しました。

暫時休憩いたします。

(休憩 13:43～13:44)

○所管事務調査

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、本委員会の所管事務調査について協議をお願いします。

昨年、所管事務調査事項を決定し、各所管課への調査、薩摩川内市及び九州電力への調査を行ってきました。

しかし、その後、新型コロナウイルス感染症対策により、委員会の開催は控えてきたところです。

今後は調査を再開していきたいと思っておりますが、今後の調査について各委員の御意見をお伺いいたします。

濱崎國治委員

今回、教育委員会から阿久根市内の小中学校の統廃合計画案が出されましたので、ぜひそれを中心に所管事務調査を行ったらどうでしょうかという意見を述べさせていただきます。

濱田洋一委員長

ほかの委員の皆様は。

濱之上大成委員

私も同じ統廃合に関連してなんですが、答申と言いますか、教育委員会のが出てましたね。そのメンバーの方々と意見交換というのはできないものかなと私は思っているんですが。

濱田洋一委員長

ほかの委員の方からは。

白石純一委員

2人の委員の御意見に賛成です。ぜひ統廃合についてはこの委員会で深く調査しなければいけないと思います。それと同時に原発関係で避難訓練も我々同行したわけですが、それについての総括もしてなかったのではないかと思いますので、避難訓練、そして原発の安全性についてはもちろん引き続きやっていかなきゃいけないと思っております。

濱田洋一委員長

ほかにございませんか。

[発言する者あり]

休憩に入ります。

(休憩 13:45～14:14)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほど委員の皆様から所管事務調査について御意見等伺いたしました。その中でいろいろ話が出ましたけれども、私どもの所管事務調査事項であります学校規模適正化、それから学校施設の利活用、川内原発の安全性と40年経過後の再稼働につきまして、今後この所管事務調査事項について継続審査ということやっていきたいと思っておりますが、皆さんどうでしょうか。

白石純一委員

今までしないということを決めてたんでしたっけ。

[発言する者あり]

濱田洋一委員長

ちょっと休憩に入ります。

(休憩 14:15～14:17)

濱田洋一委員長

委員会を再開いたします。

先ほど申しあげました事項についてこのまま継続していくということによろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

次回の総務文教委員会になろうかと思いますが、先ほど委員の方からありました。教育委員会のほうから今後の基本方針が出されております。そのことについて今後の基本方針の進め方とか、また学校施設の利活用の件、それ等についてまた所管課をお呼びしていろいろ御意見を聞くということによろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

以上で当委員会に付託されました案件はすべて議了しました。

本日、議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告、議会だより原稿の記載及び提出につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

以上で総務文教委員会を散会いたします。

(散 会 14時19分)

総務文教委員会委員長 濱 田 洋 一